

公 示

数人共同施行土地改良事業の施行の適当の決定

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、下記地区の土地改良事業の施行を適当と決定したので、同法第 95 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び規約の写しを縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業に関係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者、当該土地改良事業に関係のある水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者で、当該土地改良事業の施行の適当の決定につき異議のあるときは、同法第 95 条第 3 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、令和 3 年 4 月 22 日までの間、下呂市長に対して異議を申し出ることができます。

令和 3 年 3 月 10 日

下呂市長 山 内 登

1. 地区名

数人共同施行土地改良事業中屋田地区

申請人代表 青木 和夫

2. 縦覧場所

下呂市役所

3. 縦覧期間

令和 3 年 3 月 10 日から

令和 3 年 4 月 7 日まで